

○垣・さくの制限について

地区計画区域内では、垣・さく等を設ける場合に、生垣やフェンスとしていただくようルールを定めております。その中で、構造の制限について下記のような取扱い基準を定めておりますので、ご理解・ご協力をよろしくお願いいたします。

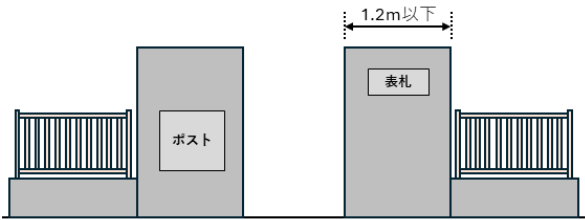
< 対象の地区計画名称 >

地2	早宮二丁目地区地区計画
地11	北町六丁目地区地区計画
地13	中里地区地区計画
地15	大泉町一丁目地区地区計画
地24	中里中央地区地区計画

① 袖壁、門柱等を設ける場合

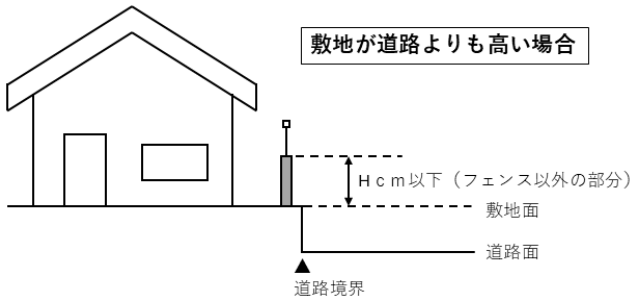
ポスト等を設けるために門柱、袖壁を設置する必要がある場合は、以下のように長さは1箇所あたり1.2m以下で、2箇所までとしてください。

また、築造長さの合計は接道長さの2分の1以下としてください。



② 敷地と道路に高低差がある場合

フェンス以外の部分については、敷地が道路より低い場合は道路面を、敷地が道路よりも高い場合は敷地面を基準として、高さ(Hcm)を設定してください。



③ フェンス等の構造について

道路に面する部分および隣地に面する部分に設ける垣・さく等の構造は、下図により設置してください。

ただし、道路・隣地から1m以上後退して設置されたもの、法令の制限などによりやむを得ない場合はこの限りではありません。

	メッシュ・ネット・格子 (透過率50%以上のもの)	道路面	隣地面
		○	○
	メッシュ・ネット・格子 (透過率50%未満のもの)	道路面	隣地面
		×	×
	ポリカーボネイト板 (防火性能があるもの)	道路面	隣地面
		○	○
	ルーバータイプ (通気性のあるもの)	道路面	隣地面
(断面図)		×	×

< 凡例 > ○設置可 ×設置不可